伊予市・中山町・双海町

新市建設計画

（概 要 版）

目　　次

新市建設計画とは…… 1
第１　新市のまちづくりの基本方向…… 2
第２　新市の主要施策…… 6
第３　新市における県事業の推進……12
第４　公共施設の適正配置と整備……13
第５　財政計画……14

伊予市・中山町・双海町合併協議会

新市建設計画とは

計画の策定方法

1　計画の趣旨

本計画は、伊予市・中山町・双海町の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に進めていくための基本方針及びこれに基づく具体的な事業を定め、３市町の速やかな一体性を推進し、地域の個性を尊重したそれぞれの発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、この計画に基づくより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

2　計画の構成

本計画は、

(1)　新市を建設していくための基本方針
(2)　基本方針実現のための新市の建設の根幹となる事業に関する事項
(3)　公共的施設の統合整備に関する事項
(4)　計画期間中の財政状況を推計した財政計画

を中心として構成しています。

3　計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

ただし、現行税制度及び地方交付税制度の動向を見極め、具体的施策、概算事業費及び財政計画については、適正な時期に見直しを行うこともあります。

4　計画策定に当たっての留意事項

本計画の策定に当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つとともに、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意するものとします。

第１　新市のまちづくりの基本方向

１　まちづくりの方向性と地域課題への対応

３市町それぞれのまちづくり実績から、今後のまちづくりの方向性を継承し、それぞれの課題を地域課題として対応していくことが必要です。

⑴　まちづくりの方向性

自然、歴史、文化などの豊かで多彩な地域資源を活かして、各地域や団体の交流と連携を促進し、相互に補完しあいながら、新市としての一体性を高めていくことが求められます。

また、３市町ともこれまで住民参画のまちづくりを目指しており、今後も参画と協働のまちづくりを推進していきます。

⑵　新市として活用すべきまちづくり資源

３市町が合併すると、次のような、それぞれの地域で育んできた文化やまちづくり実績、地域特性などが、新市のまちづくり資源となり、これらを有効に活用することが求められます。

①　道路、鉄道、港湾など、交通基盤に恵まれており、県都松山市に近接しています。

②　海、山、ため池、ホタルの住む川、夕日など、豊かで多彩な自然に恵まれており、昼間の景観は勿論のこと、松山市街の美しい夜景も望むことができます。

③　歴史的、文化的資源に恵まれています。

④　農産物、海産物及びその加工業など、「食」の産業が盛んです。

⑶　対応すべき課題

①　少子化の進展に対応した子育て支援や保育サービスの充実

②　今後も進行する高齢化に対応した福祉・保健・医療の充実

③　人口減少地域の活性化、コミュニティ活動の支援

④　豊かな自然環境の保全と活用

⑤　農林水産業、商工業及び観光の振興

⑥　中心市街地の活性化と道路・交通・情報基盤の整備

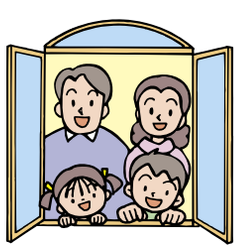

2　郷（くに）づくりの基本理念

⑴　「郷（くに）」概念の設定について

合併後の新しいまちづくりとは、そこに住む人々の・そこに住む人々による・そこに住む人々のための取組み＝ふるさとづくりであると考えます。

この伊予市・中山町・双海町において、中山間地域、沿岸地域、農村地域、住宅地域、商業市街地など、多様な特性を備えた各地域が共生する新市全域を示す概念を「郷（くに）」と呼びます。「くに」とは、細心の配慮をもって営まれる新しいまちづくりにより変化していく「ふるさと」の姿にほかなりません。

⑵　３市町の現行将来像

伊予市：交流拠点都市
中山町：新しい農村デザインを創造するまち　中山町
双海町：第一次産業の振興を軸とした定住と交流のまち

⑶　郷（くに）づくりの基本理念

「まちづくりの方向性」をまちづくりの視点と行政運営の視点とから整理統合して導き出したものを「郷（くに）づくりの基本理念」として次のとおり設定します。

- ◆　地域の自立と活性化（地域内分権の推進）
- ◆　多様な地域の共生（地域特性を尊重したまちづくり）
- ◆　地域住民と行政との協働（補完性の原則に基づく連携）
- ◆　行財政改革（情報公開と住民参画）

3　新市の将来像

キーワード：自立・共生・協働・交流

新市の将来像については、郷（くに）という概念を設定しましたが、そのまちづくりの形成過程、すなわち「郷（くに）づくりの基本理念」も併せてイメージされることが望ましく、４つのキーワードから「自立を目指す多様な地域が、交流と協働のまちづくりとにより共生するふるさと」を将来像として次のとおり設定します。

ひと・まち・自然が出会う郷（くに）

4　新市のまちづくりの主要施策の体系

＝新市の将来像実現に向けた基本政策＝

３市町の現行総合計画の基本政策を統合して、新市の将来像を実現するための主要施策の体系を次のとおり設定します。

基礎的条件の整備	**都市基盤の整備** ① 都市計画 ② 水資源の確保 ③ 道路・交通基盤の整備 ④ 情報・通信基盤の整備

※ [] はサブタイトル

まちづくりの基本政策	**住環境の整備と生活安全の確保** *[はつらつ住みよいまちづくり]* ① 生活環境の整備 ② 住宅の整備 ③ 消防・防災・安全の確保 ④ 環境の保全
	福祉の向上と保健・医療の充実 *[やすらぎとぬくもりのまちづくり]* ① 少子化対策の充実 ② 高齢者対策の充実 ③ 保健・医療の充実 ④ 福祉施策の向上と充実
	教育・文化・スポレクの振興 *[うるおいと生きがいのひとづくり]* ① 学校教育の充実 ② 生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興 ③ 文化の振興 ④ 人権対策の確立・男女共同参画の推進
	産　業　の　振　興 *[もりもり元気なしごとづくり]* ① 農林業の振興 ② 水産業の振興 ③ 商工業の振興 ④ 観光の振興

主要施策の推進	**参画と協働の郷（くに）づくり** ① 住民自治の推進 ② 行財政改革の推進

5　地域特性に応じた土地利用

新市における土地利用について６つのゾーンに分け、それぞれの地域特性を考慮した活性化策を実施し、各地域が機能を補完し合い、連携する土地利用を進めます。

土　地　利　用　構　想　図

第２　新市の主要施策

基礎的条件の整備

都市基盤の整備

施　策　名	主　な　事　業
都　市　計　画	・都市計画マスタープランの策定 ・都市施設・都市基盤整備 ・中心市街地活性化促進 ・公共施設適正配置
水資源の確保	・節水型まちづくりの推進 ・新たな水資源開発 ・水源地域の森林保全整備
道路・交通基盤の　整　備	・国道５６号の４車線化、国道３７８号バイパス及び伊予・松山港連絡道路整備の早期実現 ・幹線道路である県道、市（町）道の整備 ・生活道路整備 ・松山自動車道中山ＩＣの新規開設の検討 ・市街地の拠点開発と駐車場の整備 ・コミュニティバス導入の検討 ・公共交通利用促進の啓発 ・新規旅客航路・フェリー航路の開設の検討
情報・通信基盤の　整　備	・高度情報通信ネットワークの整備の促進 ・地域情報化計画の策定

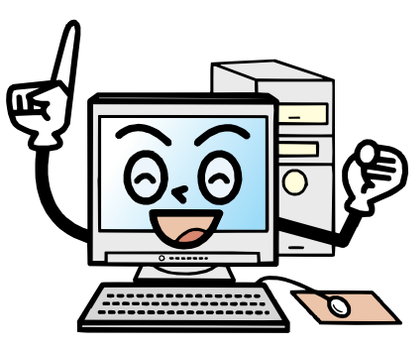

まちづくりの基本政策

住環境の整備と生活安全の確保　～～はつらつ住みよいまちづくり～～

施策名	主な事業
生活環境の整備	・特色あるふるさと景観の形成 ・地区公園・広場の整備 ・水道施設の整備 ・下水道施設の整備 ・ごみ・し尿事業の計画的な整備 ・ごみの減量・リサイクル活動の促進 ・一般廃棄物の処理体制整備
住宅の整備	・公的住宅の整備や補助制度等の活用 ・定住型住宅の整備
消防・防災・安全の確保	・地域防災計画の策定 ・消防・防災体制の整備 ・防災情報ネットワークの構築と防災行政無線の整備 ・避難所となる公共施設等の充実 ・自主防災組織の育成 ・救急体制の整備 ・消防施設や消防車両・装備及び消防水利施設の整備 ・河川改修や災害防止施設の整備 ・交通安全対策の充実
環境の保全	・環境保全対策の推進 ・環境保全活動の支援 ・資源循環型社会の形成促進

まちづくりの基本政策

福祉の向上と保健・医療の充実　～～やすらぎとぬくもりのまちづくり～～

施策名	主な事業
少子化対策の充実	・保育所・児童館の整備 ・保育サービスの充実 ・放課後児童健全育成事業の充実 ・地域子育て支援センターの整備充実 ・ファミリー・サポート事業の推進
高齢者対策の充実	・デイサービスセンター等高齢者福祉施設の整備 ・介護サービスの充実 ・高齢者の生きがい活動支援 ・シルバー人材センターを活用した就業機会の拡充
保健・医療の充実	・保健・医療・福祉の連携を強化した健康づくりの促進 ・保健サービスの充実 ・健康づくりを支える環境整備 ・保健センター等保健衛生施設の整備 ・地域交流センターの整備 ・医療体制及び制度の充実 ・救急医療・救護体制の整備 ・総合病院の誘致
福祉施策の向上と充実	・地域福祉活動の推進 ・障害者の支援施設整備、就労支援、地域交流 ・公共施設のバリアフリー化促進 ・福祉ボランティア・ＮＰＯの育成・支援 ・福祉関連施設の整備

まちづくりの基本政策

教育・文化・スポレクの振興　～～うるおいと生きがいのひとづくり～～

施策名	主な事業
学校教育の充実	・教育内容の充実 ・学校教育の場での地域人材の活用 ・給食センター等教育施設の整備及び安全対策 ・地域とのふれあい促進 ・子どもが健やかに育つための体制整備
生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興	・公民館体制の充実 ・生涯学習推進体制の確立 ・社会教育の充実 ・家庭･地域の教育力向上の支援 ・地域人材バンクの設置・運営 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・スポーツ促進人材組織の育成
文化の振興	・地域コミュニティの形成の推進 ・文化財の適切な保存・活用 ・ふるさと学習の機会拡充 ・交流活動団体の支援、国際感覚の豊かな住民の育成
人権対策の確立・男女共同参画の推進	・人権・同和教育の推進 ・人権相談体制の強化 ・男女共同参画社会の形成 ・男女共同参画計画の策定

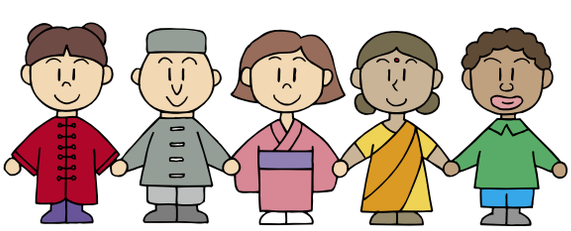

まちづくりの基本政策

産業の振興　～～もりもり元気なしごとづくり～～

施策名	主な事業
農林業の振興	・生産基盤の整備 ・高付加価値農林産物の生産 ・加工・販売・流通体制の整備 ・地域ブランド化の推進 ・地産地消体制の整備 ・集落営農の推進 ・農業水利事業の促進 ・農道・林道の整備 ・ため池等整備改修 ・農林業従事者センターの整備 ・農村生活環境の整備
水産業の振興	・地域ブランドの強化 ・環境保全体制の整備 ・漁港の整備 ・魚礁・漁場の整備 ・新技術の開発 ・加工体制の整備
商工業の振興	・商店街の活性化 ・賑わいの拠点づくり ・空店舗の活用による創業者の支援 ・中心市街地の整備改善と商業の活性化推進 ・地域の特色を活かした企業誘致活動の促進
観光の振興	・「グリーン・ツーリズム」「ブルー・ツーリズム」の振興などによる滞在型観光地化の促進 ・物産施設や道の駅、各観光拠点施設などの整備 ・観光のオールシーズン化（通年化）、リピート化（反復化）の促進 ・地域独自の資源を活かした地域間交流の推進

主要施策の推進

参画と協働の郷（くに）づくり

施策名	主な事業
住民自治の推進	・住民自治の確立 ・協働のまちづくりの促進 ・住民自治組織の制度化と支援体制の確立 ・ボランティア・ＮＰＯの育成・支援 ・自治支援センターなど活動拠点施設の整備
行財政改革の推進	・住民自治と地域内分権の推進 ・行政組織内分権による行政組織の高度化とスリム化の実施 ・行政評価制度の導入 ・人事評価制度の導入 ・計画的な公共施設の整備 ・住民参画の推進 ・健全な財政基盤の強化 ・電子自治体の構築

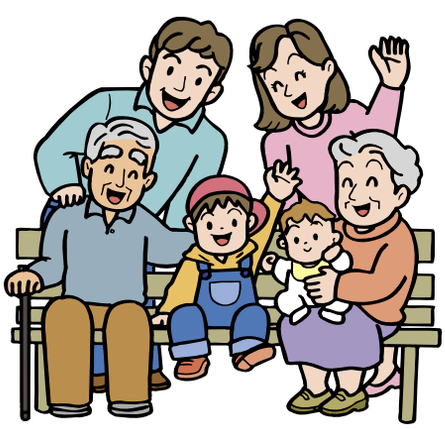

第３　新市における県事業の推進

新市においては、住民福祉の向上と速やかな一体性を確立するため、新市域内の交流を活発化させるとともに、その地域特性や立地環境、歴史文化を背景とした生活・生産・交流などの機能強化に取り組んでいくことが必要です。

また、新市域内の幹線道路網の整備や公共交通機関の整備拡充など、都市基盤・生活基盤の整備に努め、新市の均衡ある発展を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進するため、愛媛県と十分連携し、以下の施策を推進します。

「県事業の推進」に関する主な事業

施策名	主な事業
都市基盤の整備	・交通安全施設等整備事業 ・道路改築事業 ・生活道路改良整備事業
住環境の整備と生活安全の確保	・地すべり対策事業 ・治山事業 ・通常砂防事業 ・急傾斜地崩壊対策事業
産業の振興	・ため池等整備事業 ・農業用河川工作物応急対策事業 ・基幹水利施設補修事業 ・農村振興総合整備事業 ・一般農道整備事業（過疎基幹農道）

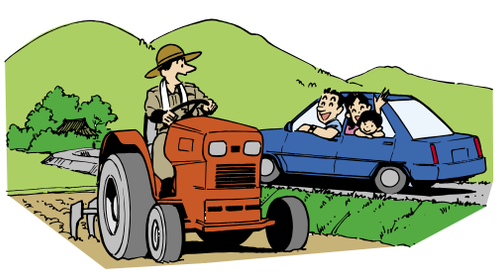

第４　公共施設の適正配置と整備

1　基本的な考え方

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、既存施設の有効活用も考慮しながら、効率的かつ一体性のある地域運営の観点から、適正な配置を図ります。

また、新たな施設については、求められる機能、運営に適した立地・規模、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

2　施設整備・活用の基本方向

(1)　新規施設の整備

新規の公共施設の整備にあたっては、住民のニーズを的確に把握するとともに、既存の公共施設との機能分担を明確にし、その役割と必要性について検討したうえで整備します。

さらに、新規の公共施設の維持・管理体制や施設の運用・活用方法などについても具体的に検討します。

(2)　老朽施設等の再整備

老朽施設や時代の変化とともに役割が変わりつつある施設については、複数の施設の統合や機能の複合化などを検討し、住民のニーズに応じて、効率的にサービスが提供できるよう再整備に努めます。

(3)　既存施設の有効活用

既存の公共施設については、住民ニーズを的確に捉え、身近な行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら施設の連携強化や機能分担による利活用と効率的な管理運営を目指します。

第５　財政計画

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目ごとに、原則として過去の実績（推移）及び現状を参考に今後の経済情勢等を勘案し、合併後 10 年度間について普通会計ベースで作成したものです。

作成に当たっては、合併に伴う節減効果及び国からの財政支援措置分等を反映させるとともに、既存施設、保有財産の有効活用及び民間活力の導入等も考慮に入れ、経費の節約に努めることとし、新市においても一層健全な財政運営がなされるよう十分留意することとしています。

建設計画等に計上された主要施策（主要事業）については、合併後において、緊急性・効果等を勘案し策定する実施計画に基づき、限られた財源を効率的・効果的に配分し、事業の実施を図っていくこととしています。

【歳　入】　（単位：百万円）

区　　分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地　方　税	3,411	3,394	3,408	3,422	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410
地方交付税	5,798	5,346	4,972	4,566	4,340	4,247	4,226	4,206	4,185	4,156
国県支出金	2,267	2,266	2,266	2,165	2,165	2,165	2,164	2,164	2,163	2,163
地　方　債	2,459	2,459	2,459	2,459	2,459	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831
そ　の　他	2,466	2,000	2,404	2,923	3,022	2,629	2,577	2,445	2,352	2,353
歳入合計	16,401	15,465	15,509	15,535	15,396	14,282	14,208	14,056	13,941	13,913

【歳　出】

区　　分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人　件　費	2,741	2,721	2,682	2,629	2,550	2,484	2,444	2,378	2,339	2,292
物　件　費	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
扶　助　費	1,550	1,550	1,551	1,553	1,556	1,549	1,539	1,528	1,517	1,506
補助費等	2,160	2,162	2,165	2,168	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171
公　債　費	2,369	2,398	2,477	2,551	2,485	2,441	2,417	2,342	2,278	2,307
繰　出　金	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
普通建設事業費	2,449	2,449	2,449	2,449	2,449	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867
そ　の　他	1,262	315	315	315	315	75	75	75	74	75
歳出合計	16,401	15,465	15,509	15,535	15,396	14,282	14,208	14,056	13,941	13,913

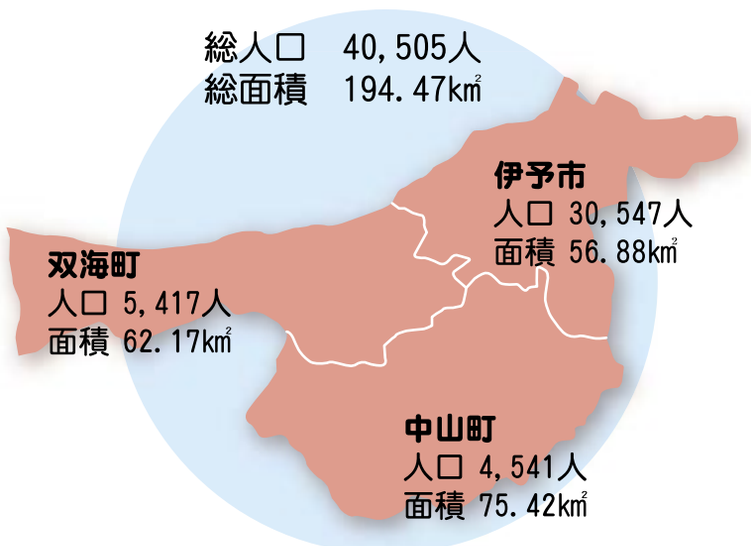

資料：人口－平成12年国勢調査
　　面積－愛媛県統計年鑑（平成15年版）

発行・編集　伊予市・中山町・双海町合併協議会　　発行日　平成16年10月

〒799－3114　愛媛県伊予市灘町363番地
☎089－946－7202　FAX 089－946－7203
http://www.iynkft-gappei.jp/